

令和7年度 建設業現場代理人等研修会

令和7年度における建設業の
安全衛生対策の推進について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 建設業の労働災害発生状況
- 2 建設工事追い込み期労働災害防止運動
- 3 建設業の安全衛生対策の推進
- 4 その他参考事項





1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日(確定値)

区分 業種別		令和6年確定値			令和5年確定値			対前年		業種 割合 (%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	192	193	3	193	196	-3	-1.5	100.0
	製造業		9	9		10	10	-1	-10.0	4.7
	建設業		11	11	2	10	12	-1	-8.3	5.7
	林業		5	5		2	2	3	150	2.6
北海道労働局	全産業計	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055	-422	-4.7	100.0
	製造業	7	1,114	1,121	4	1,141	1,145	-24	-2.1	13.0
	建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2	9.9
	林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2	0.9

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年9月30日(速報値)

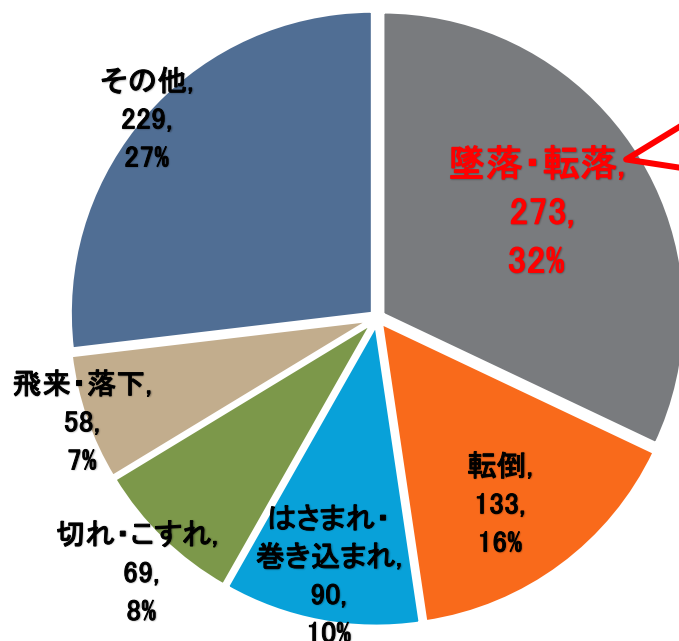
区分 業種別		令和7年【9月末 速報値】			令和6年【前年同期】			対前年		業種 割合 (%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	107	108	1	121	122	-14	-11.5	100.0
	製造業	1	1	2		7	7	-5	-71.4	1.9
	建設業		7	7		3	3	4	133.3	6.5
	林業					4	4	-4	-100.0	
北海道労働局	全産業計	39	4,903	4,942	32	5,464	5,496	-554	-10.1	100.0
	製造業	4	724	728	4	766	770	-42	-5.5	14.7
	建設業	12	525	537	12	522	534	3	0.6	10.9
	林業	5	47	52	1	51	52	0	0.0	1.1

労働者死傷病報告(休業4日以上)による

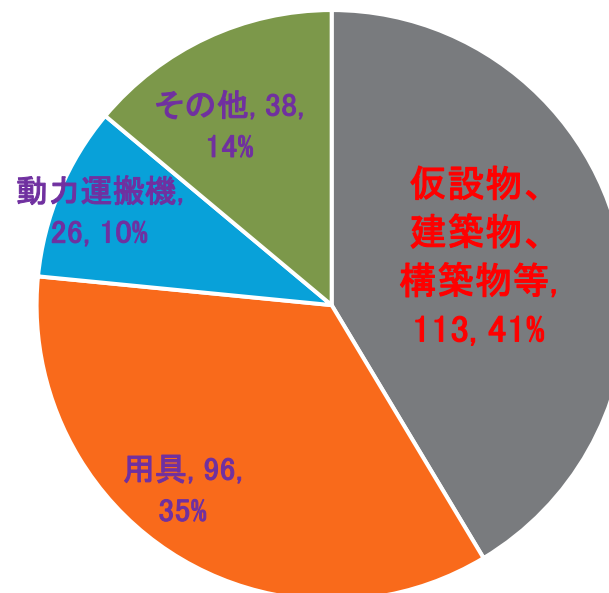


1 建設業の労働災害発生状況

令和6年に北海道内で発生した建設業での労働災害852件の事故の型内訳



令和6年に北海道内で発生した建設業の墜落災害273件起因物内訳

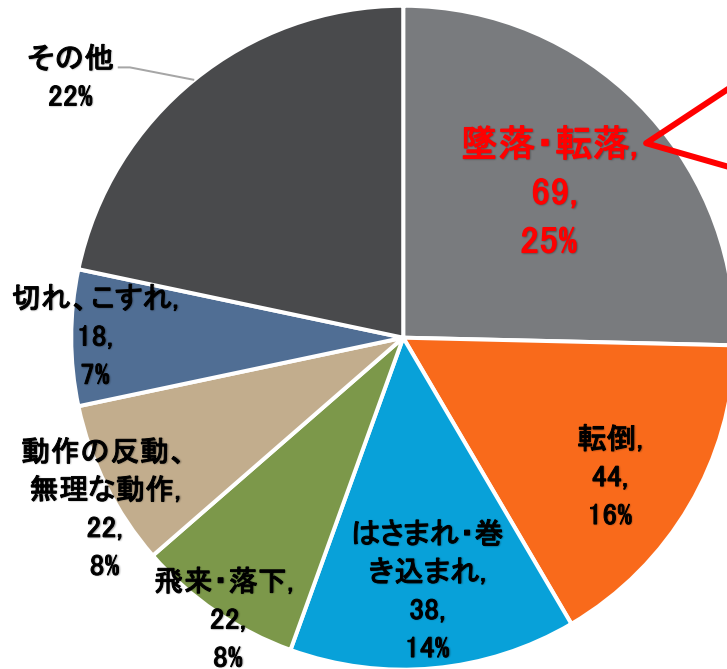


- ◆ 約3割が**墜落・転落**による災害である。
- ◆ 墜落・転落災害のうち約4割が「**仮設物、建築物、構築物等**」からの**墜落・転落**である。
- ◆ 3割以上が「**用具**」(主としてはしご・脚立等)からの墜落・転落
- ◆ 動力運搬機による事故は約4割が**トラック**からの墜落・転落

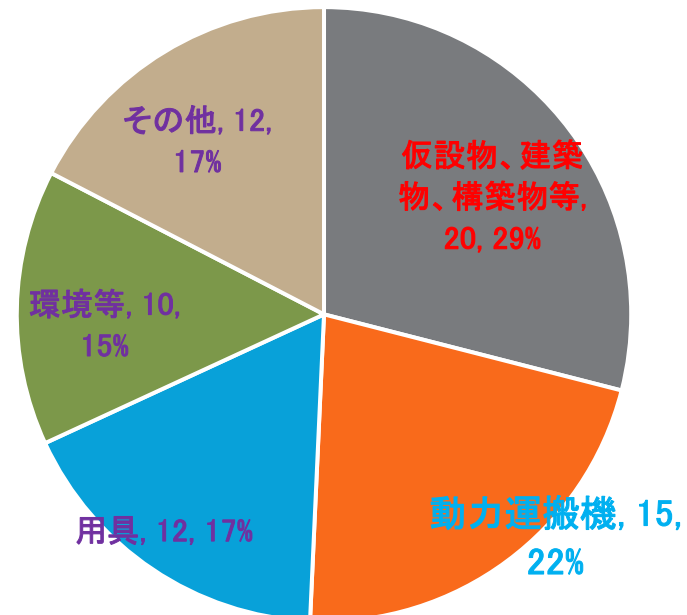


1 建設業の労働災害発生状況

令和6年に北海道内で発生した土木工事業での労働災害272件の事故の型内訳



令和6年度北海道内で発生した土木工事業の墜落災害69件起因物内訳



- ◆ 4分の1が「**墜落・転落**」による災害で最も多い。
- ◆ 墜落・転落災害の内、最も多いのが「**仮設物、建築物、構築物**」からの**墜落・転落**である。
- ◆ 次いで「**動力運搬機**」が2割程度。



1 建設業の労働災害発生状況

令和7年1月から3月まで 建設業における死亡災害(北海道内)

発生年	発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
7	1	14時台	10人以上 29人以下	墜落、転落	用具	被災者は、高さ約2メートルの箇所の壁に石膏ボードを貼り付けるため、 脚立 の上から2段目の踏みさんにまたがって、地面に置いた石膏ボードを持ち上げた際、脚立から墜落したものの。
7	1	10時台	10人未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等	被災者は、屋上防水工事のため現場に入場し、 外部足場 のブラケットに設置した荷の上げ下ろし用電動ウインチを取り外そうとした際、足場の筋かい、下桟等を取り外し、要求性能墜落制止用器具を使用せず作業をしていたため、17.6メートル下の地上部まで墜落したものの。
7	1	15時台	10人以上 29人以下	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構築物等	被災者は、鉄骨造2階建て建築物の解体工事現場において、屋上部の床を支える 鉄骨梁 をガス溶断していたところ、当該梁を切りすぎたため折損し、屋上の床部分が落下、2階で作業を行っていた被災者が下敷きとなったものの。
7	2	9時台	10人未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等	被災者は、食料品製造工場の新築工事現場において、天井断熱パネルを屋根骨材から吊った後の吊り具のゆるみの点検作業に従事していたが、天井裏を移動中にブルーシート養生が施された 開口部 から5.8メートル下の床面まで墜落したものの。
7	2	14時台	10人未満	墜落、転落	動力クレーン	被災者は、 移動式クレーン に積もった雪の除雪作業を行っていた際、移動式クレーンの操作レバー上部の除雪のため、移動式クレーンの基部と荷台の鳥居部分の間に足をかけたところ、足を踏み外し、体がアウトリガーと運転席側の荷台壁面の間に挟まったとみられるもの。



1 建設業の労働災害発生状況

令和7年5月から8月まで 建設業における死亡災害(北海道内)

発生年	発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
7	5	14時台	10人以上 29人以下	墜落、転落	建設機械等	被災者は、一般住宅新築工事現場の外構作業において、既存の擁壁を嵩上げするため、ドラグ・ショベルを運転し当該擁壁の周囲を掘削して付近に堆積させていたが、当該掘削土をドラグ・ショベルで乗り越えようとして前進させたところ脚部が横滑りして斜面から転落し、その際に運転席から投げ出され、斜面の下部においてドラグ・ショベルの下敷きとなったもの。
7	5	13時台	10人未満	有害物との接触	環境等	排水処理場の汚泥槽(コンクリート槽、縦1m×横0.5m×深さ5.3m)の中にある装置の交換作業をするため、換気等の何ら措置を講じずに入槽した。汚泥槽内部の底部付近で異臭が強くし、脱出しようとしたが、意識不明となり、救助後、死亡が確認されたもの。
7	5	8時台	10人以上 29人以下	転倒	建設機械等	被災者は、ブル・ドーザーを運転して盛土の敷均し作業に従事していたが、ブル・ドーザーを停止して履帯の上に立ち、姿勢を変えた際、操作レバーに触れてしまったためブル・ドーザーが前進し、履帯上で転倒して体を打ち付けたもの。
7	7	18時台	10人以上 29人以下	高温・低温の物との接触	環境等	被災者は同僚と共に土場で資材の運搬作業に従事し、午後に資材運搬作業を終え、同僚は土場から離れた。その後当該事業場の幹部職員が土場を訪れた際、倒れている被災者を発見したもの。
7	8	11時台	10人以上 29人以下	墜落、転落	建設機械等	被災者は、橋梁工事用の作業道の造成のため、乗用のローラーを運転し、砂利道の転圧作業を行っていたところ、路肩からローラーごと転落したもの。



1 建設業の労働災害発生状況

令和7年8月から9月まで 建設業における死亡災害(北海道内)

発生年	発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
7	8	8時台	30人以上 49人以下	交通事故 (道路)	乗物	被災者は、道路パトロール業務において、トンネルの中央線付近にあった動物の死骸を回収するため、道路パトロール車を停車させて作業を行っていたところ、反対車線を走行していた 一般乗用車 にひかれたもの。
7	9	10時台	50人以上 99人以下	はさまれ、 巻き込まれ	建設機械等	被災者は、農業用水路工事現場において、用水路を埋設した盛土上で取付道路の舗装のための丁張りの作業に従事していたが、被災者の近傍で当該盛土の法面成形作業を行っていた ドラグ・ショベル が被災者に向かって後進し、被災者を轢いたもの。

◆ 事故の型では、「**墜落・転落**」による災害が6件(50%)で最も多い。

→ 墜落制止用器具の確実な使用の徹底、リスクアセスメントの実施、本足場の使用の徹底(幅1メートル以上の箇所)、足場の点検時の点検者の指名の徹底

◆ 起因物で最も多いのが「**建設機械等**」4件(33%)である。

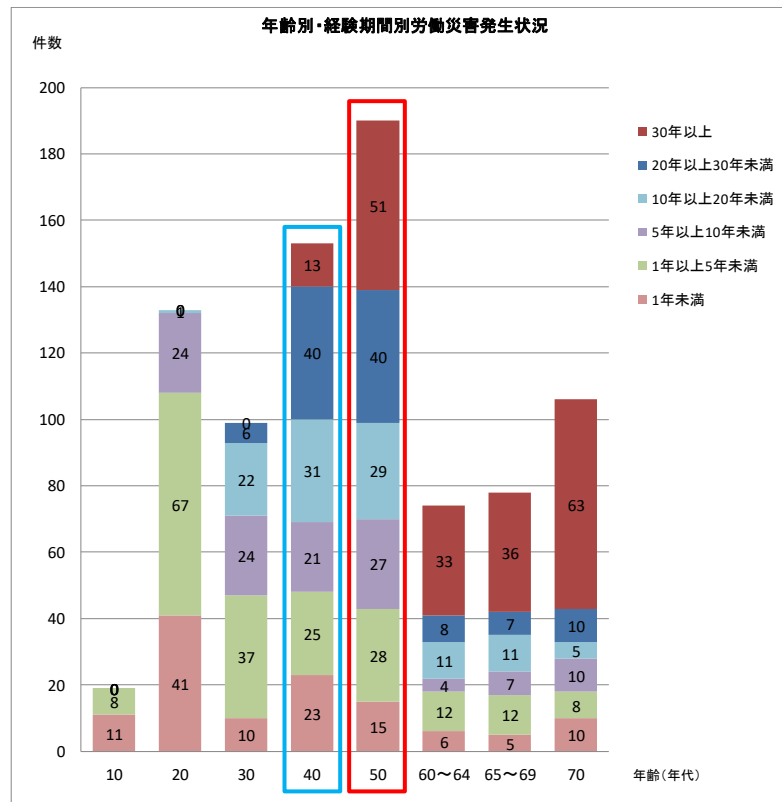
→ 作業計画の作成、立入禁止区域の明確化、誘導者の配置による転落・接触防止



1 建設業の労働災害発生状況

■ 年齢別・経験年数別労働災害発生状況(令和6年 北海道内 建設業)

年 齢 経験期間	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60～64 歳代	65～69 歳代	70 歳代	合 計
1年未満	11	41	10	23	15	6	5	10	121
1年以上5年未満	8	67	37	25	28	12	12	8	197
5年以上10年未満		24	24	21	27	4	7	10	117
10年以上20年未満		1	22	31	29	11	11	5	110
20年以上30年未満			6	40	40	8	7	10	111
30年以上				13	51	33	36	63	196
合 計	19	133	99	153	190	74	78	106	852



- ◆ 年齢別でみると**50歳代**、次いで**40歳代**が多く、**60歳以上**の高年齢労働者が**約3割**である。
- ◆ 経験年数別でみると「**1年以上5年未満**」、ついで「**30年以上**」が多い。



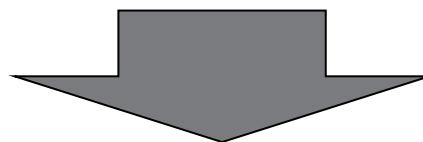
1 建設業の労働災害発生状況

令和6年 建設業の死傷災害(高年齢労働者)

※ 浦河労働基準監督署管内について

	60歳以上	60歳未満	総計
死傷者数	4	7	11
割合	36.4%	63.6%	100.0%

高年齢労働者が被災する割合が高い



高年齢労働者への配慮が必要



1 建設業の労働災害発生状況

・令和6年において北海道内の建設業で発生している労働災害のうち

◇約3割が「**墜落・転落**」による災害である。

→高所作業時における**要求性能墜落制止用器具の適切な使用**を周知徹底、**墜落・転落にかかるとリスクアセスメント**の実施。

◇墜落・転落災害のうち約4割が「**仮設物、建築物、構築物**」、次いで「**用具(主としてはしご・脚立等)**」からの墜落・転落である。

→**足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化**等墜落・転落災害防止対策、**はしご、脚立**等からの墜落・転落災害の防止

◇年齢別でみると50歳代、次いで40歳代が多く、60歳以上の高年齢労働が全体の約3割を占めている。

→「**エイジフレンドリーガイドライン**」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取り組み。



建設業においては、例年追い込み期(10月～12月)に労働災害が多発の傾向にある。

建設工事追い込み期労働災害防止運動に基づく取組の実施



2 建設工事追い込み期労働災害防止運動

◆ 取組期間

令和7年10月1日から同年12月31日まで
(建設安全週間:10月25日から10月31日まで)

◆ 取組実施の背景

- 北海道における労働災害は、例年追い込み期に当たる**10月から12月に**多発している。
- 追い込み期の死亡労働災害の過去5年の死亡者数を労働局別に比較すると**北海道が突出している。**

◆ 重点取組事項

- **墜落・転落災害防止対策**
- **重機災害防止対策(車両系建設機械、移動式クレーン)**
- 崩壊・倒壊災害防止対策(土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊)
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策(一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素)
- 火災防止対策



2 建設工事追い込み期労働災害防止運動

建設工事追い込み期労働災害防止運動

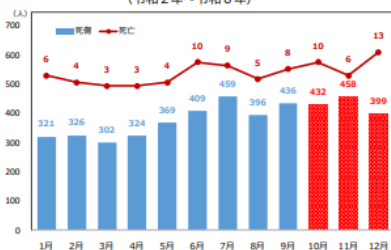
令和7年10月1日～12月31日（建設安全週間 10月25日～10月31日）



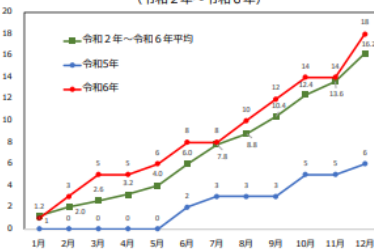
STOP! 労働災害

リスクアセスメントを実施しよう！

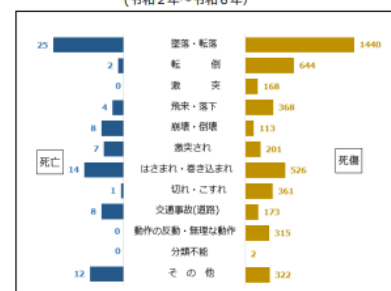
建設業における月別死傷者数の推移
(令和2年～令和6年)



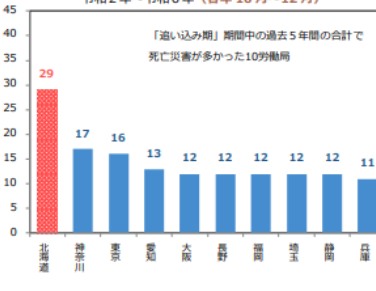
建設業における月別死亡災害発生状況
(令和2年～令和6年)



建設業における事故の型別労働災害発生状況
(令和2年～令和6年)



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
令和2年～令和6年（毎年10月～12月）



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

重点実施事項等

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は11人と前年同期の10人と比べ1人増加しており、死傷者数は461人と前年同期に比べ8人増加しています。また、死亡災害は過去5年間の同時期における平均人数を上回っており、例年よりも多い状況です。北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事バトロール点検表」を使用した「建設工事バトロール」の実施等に取り組みます。

1 取組期間：令和7年10月1日～12月31日（建設安全週間：10月25日～10月31日）

2 主 唱 者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協 賛 者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建設工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設労働安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

4 実 施 者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
- (7) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
- (4) 立入禁止区域の明確化
- (7) 誘導者の配置による転落・接触防止
- (1) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
- (7) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
- (4) 過負荷の制限
- (9) アウトリガーの最大張出
- (1) 適正な玉掛用具の使用
- (4) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
- (7) 安定勾配の確保又は土止工の設置
- (4) 作業開始前の地山の点検
- (7) 作業主任者の直接指揮
- (1) 作業手順に基づく安全作業
- (4) 現場責任者による巡回・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
- (7) 作業計画の作成
- (4) 作業手順の確立
- (1) 避難場所の確保
- (1) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
- (7) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
- (4) 交通誘導者の配置
- (9) バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
- (7) 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・暖房等の使用禁止
- なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
- (4) リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
- (7) 換気装置の使用
- (4) 送気マスク、防毒マスクの使用
- (7) SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
- (7) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
- (4) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
- (7) 作業主任者の選任、職務の励行
- (1) 安全衛生教育の実施
- (4) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止



2 建設工事追い込み期労働災害防止運動



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和7年10月1日～12月31日)

A3以上の大きさに印刷して安全掲示板等に掲示してください

Safety First! 『安全は何よりも優先する』



安全宣言

記入例

労働災害防止のため 私達はこうします！

〔工事現場ごとの安全宣言を記入します。〕

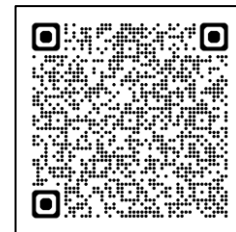
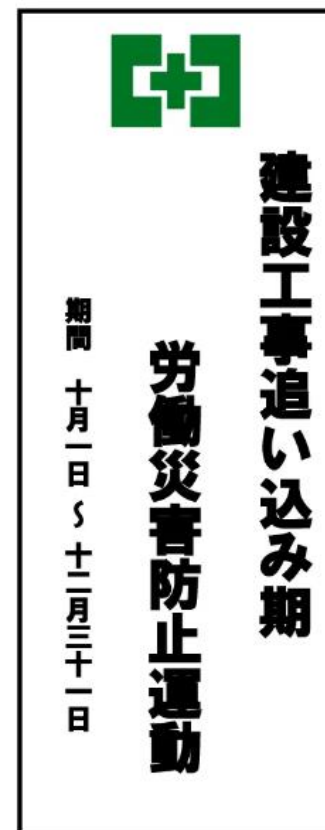
私たちは、現場内では必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

〔社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。〕

施工現場の品質管理は労働者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会社名 株式会社 ○○○○建設
代表者 代表取締役 ○○ ○○
現場代理人 ○○ ○○

建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕(又は看板)(例)



注 懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です

建設工事追い込み期労働災害防止運動期間中の掲示をお願いします！

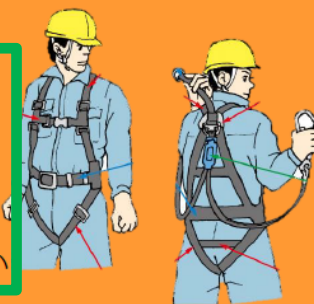


3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落制止用器具の適切な使用

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは
墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯

墜落制止用器具

胴ベルト型（一本つり）



胴ベルト型（一本つり）

胴ベルト型（U字つり）



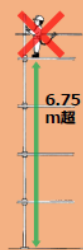
フルハーネス型（一本つり）

フルハーネス型
（一本つり）



フルハーネス型
（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが
6.75m以下の場合
は「胴ベルト型
（一本つり）」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

1. 高さが2 m以上の箇所
2. 作業床を設けることが困難なところ
3. フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型

製造者名：〇〇社

製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種

最大自由落下距離：〇.〇m

使用可能な重量：〇〇kg

落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。

販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！





3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落・転落にかかるリスクアセスメントの実施



「職場の安全を応援する情報発信サイト」/
職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ 検索



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
使用する際の
留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

キュービクル
設置作業

基礎工事
(ケーシング引
き抜き作業)

基礎梁・
耐圧盤配筋作業

フラットデッキ作業

屋外照明器具
(ポール式)取付け作
業(高所作業車に係
る作業を含む)

基礎工事
(補助クレーン作
業)

上部階の壁・柱
配筋作業

軽量支保梁
組立作業

移動式クレーン
による玉掛け作
業

アースドリル機
の組立・解体作業

柱・内壁
型枠組立作業

枠組み足場の
組立解体作業

基礎工事
(ケーシング建
て込み・掘削作
業)

ドラグ・ショベル
による地山の掘削及
びダンプトラックに
よる積み出し作業

汎用版
マトリクスを
用いた方法
全汎用版

解説

基礎工事
(鉄筋カゴの建
て込み・コンク
リート打設作業)

15種類以外の作業用
に汎用フォームのシ
ートを準備しました。

支援システムの操作(使用)方法
(建設業・製造業等)

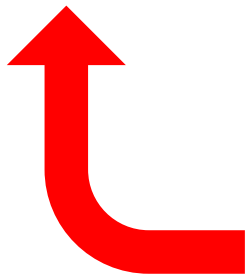
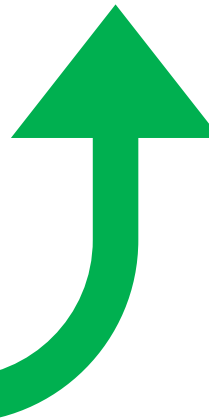
マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

マトリクスを用いた方法
(すべての作業・業種)
「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷
又は疾病の発生の可能性」をそれぞ
れ横軸と縦軸とした表(マトリクス)
に、あらかじめ重篤度と可能性の度
合いに応じたリスクの程度を割り付
けておき、見送り対象となる負傷又
は疾病の重篤度に該当する列を選
び、次に発生の可能性に該当する行
を選ぶことにより、リスクを見積
る方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法
(ビルメンテナンス業・建物製造
業)
ここでは、「負傷又は疾病の重篤
度」、「負傷又は疾病の発生可能
性」、「発生する頻度」を一定の尺
度によりそれぞれ数値化し、それら
を数値演算(足し算)してリスクを見
積る方法をいいます。

安全衛生キーワード(安全衛生情報センター)
「リスクアセスメント」





3 建設業の安全衛生対策の推進

足場の点検、一側足場の使用範囲の明確化

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

労働安全衛生法第56条の22（新設）

R6.4.1
施行

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかっている場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

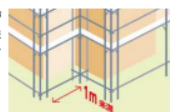


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が3センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して表示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

労働安全衛生法第56条、第56条の2（改正）

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

労働安全衛生法第56条、第56条の2

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



3 建設業の安全衛生対策の推進

悪天候時に規制のある作業及び悪天候時・天災等に点検等が必要な作業(抜粋)

悪天候時に規制のある作業	強風	大雨	大雪
型枠支保工の組立て等の作業の禁止(則245)	●	●	●
造林等の作業の禁止(則483)	●	●	●
鉄骨の組立て等の作業の中止(則517の3)	●	●	●
鋼橋架設等の作業の中止(則517の7)	●	●	●
木造建築物の組立て等の作業の中止(則517の11)	●	●	●
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止(則517の15)	●	●	●
コンクリート橋架設等の作業の中止(則517の21)	●	●	●
高さ2m以上の箇所での作業の禁止(則522)	●	●	●
足場の組立て等の作業の中止(則564)	●	●	●
作業構台の組立て等の作業の中止(則575の7)	●	●	●
クレーン作業の中止(ク則31の2)	●		
クレーンの組立て等の作業の禁止(ク則33)	●	●	●
移動式クレーンの作業の中止(ク則74の3)	●		
土石流の急迫した危険があるときの退避(則575の13)	—	—	—

「則」とは、労働安全衛生規則、「ク則」とは、クレーン等安全規則をいうこと。

悪天候時・天災等に点検等が必要な作業	強風	大雨	大雪	暴風	中震以上の地震
明かり掘削における地山の点検(則358)		●			●
土止め支保工の点検(則373)		●			●
足場の点検(則567)	●	●	●		●
作業構台の点検(則575の8)	●	●	●		●
クレーンの逸走防止、ジブの損壊防止(ク則31, 31の3)	●				
屋外のクレーンの点検(ク則37)				●	●
移動式クレーンの転倒防止(ク則74の4)	●				

1 「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が50mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が25cm以上の降雪をいうこと。

2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。

3 「暴風」とは、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風をいうこと。

4 「中震以上の地震」とは、震度階級四以上の地震をいうものであること。



3 建設業の安全衛生対策の推進

はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☒ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ なじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☒ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)





3 建設業の安全衛生対策の推進 作業計画書の作成による労働災害防止対策

< 記入例 >

車両系建設機械 作業計画・指示書

工事名 橋梁下部工事

元請(丸島建設) 協力会社(安全建設) 平成 14 年 7 月 1 日

1. 作業計画		(この欄は元請担当者が記入)	
(1) [平成 14 年 7 月 2 日] の作業		元請担当者名 <u>三浦孝一</u>	
作業番号 [作業名]	① [築島掘削] ② [土砂集積整地] ③ []		
タイムスケジュール (作業番号で記入)	① ② ① ②		
(2) 作業内容			
作業番号	① ② ③		
運搬材料	土 砂 土 砂		
地盤強度	■ 堅固 □ 普通 □ 軟弱 ■ 堅固 □ 普通 □ 軟弱 □ 堅固 □ 普通 □ 軟弱		
走路面の養生 (補強・不陸補正)	□ 有 ■ 無 □ 有 ■ 無 □ 有 □ 無		
走路面の養生 (汚れ防止)	□ 有 ■ 無 □ 有 ■ 無 □ 有 □ 無		
立入禁止措置	■ バー ■ カラーコーン □ 看板 □ バリケード □ ロープ □ 監視員 □ 看板 □ バリケード □ ロープ □ 監視員		
機械の種類及び能力等	種類 能力 種類 能力 種類 能力		
	バックホー 0.7m³ バックホー 0.7m³		

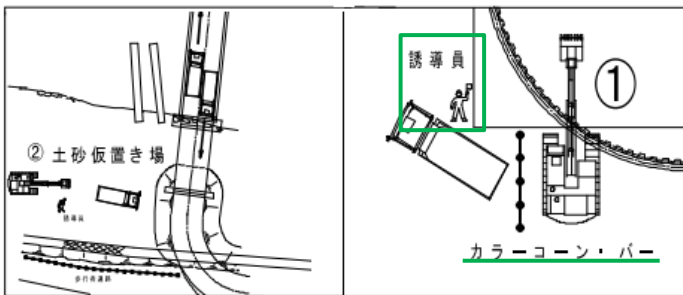
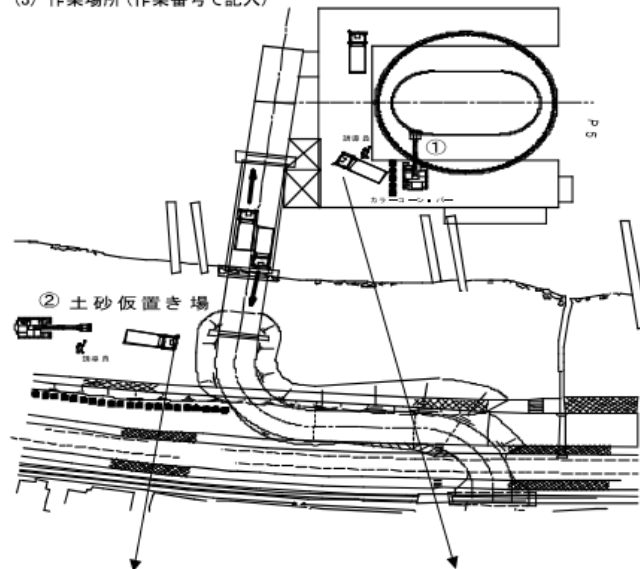
2. 作業指示		(この欄は協力会社責任者が記入) ※直営の場合は現場代理人が記入	
作業番号	■ ① □ ② □ ③	協力会社責任者	<u>松澤義雄</u>
氏名	<u>松澤義雄</u>	安全指示事項(具体的に)	
所属会社	<u>安全建設</u>		
共同作業者	作業責任者 <u>松澤義雄</u> 誘導者 <u>中島博</u> 監視員 立入禁止措置者 運転者 <u>大村良</u>	安全指示事項(具体的に)	誘導者と運転者は事前に 合図の調整をしておくこと

3. 作業上の留意点と確認		(この欄はオペレーターが記入)	
項目	確認	サイン	<u>大村良</u>
(イ) 車両系建設機械の運行経路・作業の方法を周知したか	○	資格種別	車両系(整地等)技師
(ロ) 共同作業者は確認したか	○	自由意見(提案)	
(ハ) 作業開始前の点検をし、点検表を提出したか	○		
(ニ) 誘導員・監視員の指名時、合図方法を確認したか	○		
(ホ) 床面状態を確認し、適切に養成したか	○		
(ヘ) 立入禁止措置はしたか(特に、他の作業との境界)	○		
(ト) 傾斜地駐車は止めをしたか	○		
(チ) 離席時はキーを抜き、駐車ブレーキをかけたか	○		
(リ) 作業装置(バケット等)に乗車しなかったか(させなかったか)	○		
(ヌ) 用途外使用はなかったか。やむを得ない場合の作業計画・指示は	○		
(ル)	○		

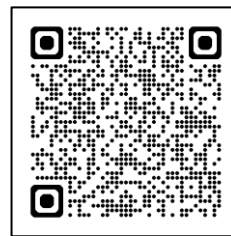
[書類の流れ]
元請担当者 → ① ② ③ 協力会社責任者 → オペレーター → 元請担当者
2. の作業指示は各作業毎に記入、発行すること

- ・使用する機械の種類・能力、作業方法、運行経路
- ・立入禁止、転倒防止、接触防止

1-(3) 作業場所(作業番号で記入)



(図面には運行経路を指示すること)



宮崎労働局HPから引用



3 建設業の安全衛生対策の推進 警備員の車両誘導中の労働災害防止対策



様々な職種の人が同じ場所で作業を行う工事現場で災害を無くすためには、関係者の作業の連絡調整とそれぞれの方が現場のルールを守ることが必要不可欠です。被害者にも加害者にもならないために、自分が主役の安全対策、進めましょう。

守ろう！皆の命を守る現場のルール

- 1 警備計画、工事車両の作業計画の周知と調整
- 2 建設機械やトラックの運行範囲・死角に入らない
- 3 後進時は誘導者の指示に従い走行する
- 4 車両の動き出し前は周囲の確認と合図を行う

警備業事業者の皆様は裏面もチェック！

警備業務の労働災害防止チェックリスト 下記項目を確認してください。

作業開始前	作業計画等	事前調査の的確な実施 (警備する作業場所や周辺の状況、建設現場においては、元請からの情報収集)	☐
		計画段階でのリスクアセスメント実施 (危険・有害要因の洗い出し、リスク評価と低減対策の検討)	☐
		調査結果に基づいた適切な作業計画の作成 (警備員の適正配置、夜間照明等を検討)	☐
		危険箇所等の作業計画への明示 (車両の駐停車の位置確認、車両の運行経路と警備員の動線確認)	☐
		警備を行う作業場所の的確な点検 (壁落・転落のおそれ、段差など転倒要因がないか、記録保存も)	☐
	点検等	保護具、用具類の点検 (保護帽、作業服、安全靴、安全ヘルム、誘導灯、カラーコーン、標識などの点検)	☐
		作業指揮者の選任 (警備する作業場所における適正な人員配置、安全な車両誘導方法の指揮、警備員の保護具類の使用確認などの職務遂行)	☐
	安全衛生対策等	全員で安全な作業の打ち合わせ実施 (作業計画・手順の確認・周知、危険予知活動の的確な実施)	☐
		建設現場における元請との連携 (車両入退場の情報、道路使用許可、駐停車場所、休憩場所の情報共有)	☐
		KY活動と体調管理の確認 (作業開始前の危険予知、朝礼時における警備員の健康状況把握と体調管理の徹底)	☐
作業時	安全衛生対策等	警備員に対する安全衛生教育の実施 (的確な安全教育や作業場所に応じた避難訓練の実施)	☐
		車両の入退場時における接触防止の徹底 (的確な車両誘導と車両との距離確保！)	☐
		公道上における安全な車両誘導の徹底 (道路工事や建設現場出入口からの車両誘導時における公道上での安全作業の徹底、交通法規の遵守確認と安全な立ち位置の確保！)	☐
		建設現場敷地内における車両誘導の安全対策徹底 (現場敷地内における車両の運行経路と警備員などの動線確保、監視人の配置)	☐
		体調管理と休憩時間の確保 (警備員における体調変化の有無の確認、体力回復に向けた適切な休憩確保、熱中症予防対策の徹底)	☐
		悪天候時等の環境悪化への対応 (強風、大雨など悪天候時における安全作業の徹底と装備の確認！)	☐
		公衆災害の防止対策 (第三者(通行人等)に対する安全対策(誘導員配置や歩行通路の確保)などの配慮)	☐

作業場名	点検日	点検者
------	-----	-----





3 建設業の安全衛生対策の推進 高年齢労働者等の労働災害の防止

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

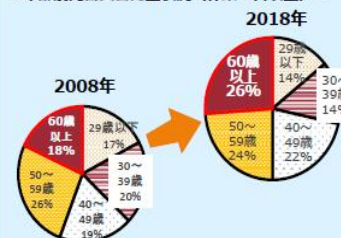
厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。
こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度(2025年度)版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります

安全衛生対策コース名	補 助 対 象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円(消費税を除く) ➡ 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・中小企業事業者(詳しくは5ページ) ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円(消費税を除く) ➡ 詳細は 3 ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器等の導入、工事の施工等)	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費(機器の導入等)
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円(消費税を除く) ➡ 詳細は 4 ページ	・転倒防止 ・腰痛予防	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります) ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費(役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円(消費税を除く) ➡ 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費(役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります)	・中小企業事業者(詳しくは5ページ) ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者(年齢要件なし)が常時1名以上就労していること

【注意事項】

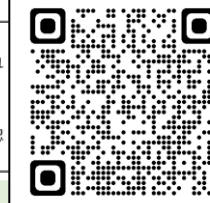
- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会





4 その他参考事項

石綿健康障害予防対策

改正前			改正後 ※下線部分が改正内容		
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象） 計画届（レベル2も計画届） ※十四日前	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
	作業届 ※工事開始前				負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等
					隔離 ※負圧は不要
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 			レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材		
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 			けい酸カルシウム板1種※2（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）		
			レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材		

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

規制の概要資料：「石綿則の改正概要資料」より引用



4 その他参考事項 石綿健康障害予防対策

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は
令和 8 年 1 月 1 日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24 時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準
監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散防止対策マ
ニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録
の写しを除去等の作業中に現場に
備え付けるとともに、作業終了後
も 3 年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作
成、備え付け及び保存
参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく
露防止及び石綿飛散防止対策マ
ニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を
取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々
な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト 検索

工事・作業別の規制内容の早見表

■工事開始前まで

規制内容	全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 ^{※1} 、記録の 3 年保存【3 条】	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3 条】	●	▲ ^{※2}	●
分析調査に関する資格者要件【3 条】 ^{※1}	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4 条の 2】	● ^{※3}	● ^{※4}	● ^{※5}
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4 条】	●	●	●
計画の届出（工事開始の 14 日前まで）【安衛法 88 条（安衛則 90 条）、5 条】	● ^{※6}	● ^{※6}	● ^{※6}

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和 8 年 1 月 1 日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が 80 m²以上の解体工事又は請負金額 100 万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額 100 万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が 20 トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 吹付け石綿等（レベル 1 建材）又は石綿含有保温材等（レベル 2 建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者については、作業の届出（工事開始前まで）が適用。



■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、 保温材等の 除去等 （レベル 1・2）	けい酸カル シウム系第 1 種の破砕 等	仕上建材の 電動工具に よる除去	スレート板 等の成形品 の除去 （レベル 3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3 条】	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19 条、20 条】	●	●	●	●	●
作業員に対する特別教育の実施【27 条】	●	●	●	●	●
作業場所の隔離【6 条、6 条の 2、6 条の 3】	●	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6 条】	●	●	●	●	●
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6 条の 2、6 条の 3、13 条】	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14 条】	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15 条】	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34 条】	●	●	●	●	●
作業員ごとの作業の記録・40 年保存【35 条】	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3 年保存【35 条の 2】	●	●	●	●	●
作業員に対する石綿健康診断の実施【40 条】	●	●	●	●	●

（表）表の番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

（R6.8）



4 その他 石綿健康障害予防対策

一部の工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも (簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

工業炉も

発電設備も (非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクルも

貯蔵設備も

配管設備も (高圧配管・下水管含む)

反応槽も (オートクレーブ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査・義務化スタート!!

工作物石綿事前調査者

による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットフォームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽金属土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。) ⑱ 上記 ①～⑰ の以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に要する。	工作物石綿事前調査者のみ!! 下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記 ①～⑰ の以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に要する。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査(事前調査)しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structure/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか?

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

- Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要!
- Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等[※]であっても、事前調査結果の報告が必要!
- Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要!

事前調査対象の解体・改修工事
原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象!

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 ^{※1}	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	積算金額100万円以上の工事(税込)
特定工作物 ^{※1}	解体・改修	積算金額100万円以上の工事(税込)
船舶(船型のものに限定) ^{※2}	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物を併用する場合は建築物及び工作物を合わせた工事全体の積算金額100万円以上(税込)であれば報告対象。
 ※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告が必要で、労働安全衛生署のみに報告を行いません。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施いただけます

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索

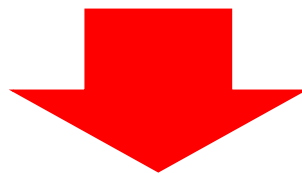




4 その他 計画届等について

◆ 計画届等の種類

- ①労働安全衛生法第88条第1項により届出が必要な機械等(工事開始30日前までに届出)
 - ・型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る。)
 - ・架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る。)
 - ・足場(つり足場、張出し足場は高さに関係なく、それ以外の足場にあっては、高さが10m以上の構造のものに限る。※足場、架設通路については設置期間が60日未満のものを除く。)
- ②労働安全衛生法第88条第3項により届出が必要な建設業の仕事(仕事開始14日前までに届出)
 - ・掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く)を行う仕事
 - ・吹き付け石綿等(レベル1建材)又は石綿含有保温材、耐火被覆材等(レベル2建材)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事 など



疎明資料を添付の上、労働基準監督署への事前の届出が必要



4 その他 計画届等について

◆ 計画届等提出時の添付資料について

- ①機械又は及び建設工事が届出の対象であること(足場高さが10m以上、掘削の高さ又は深さが10m以上、架設通路の高さ及び長さが10m以上等)を裏付けるための**立面図及び断面図**を添付してください。
- ②足場や架設通路の立面図及び断面図には、手すりや中さん、幅木等の高さ、壁繋ぎの間隔等の**具体的な寸法**を記載してください。
→墜落防止措置の状況や**強度計算**の確認のために必要。特に強度計算時に使用している数値については、参考・引用している資料等がある場合はすべて添付するようにしてください。
- ③工程表で機械の設置期間や仕事の開始日・終了日を**強調し(赤枠で囲う等)**、わかりやすく示してください。
→計画届等の記載内容と整合性があるかを確認するため。
- ④計画届等の対象工事に関わる**必要な資格**(参画者や作業主任者)について、資格証等の写しを添付してください。



4 その他参考事項 熱中症防止対策の強化について

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場面での「デジタル」の活用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ適切な対応が可能となるよう、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

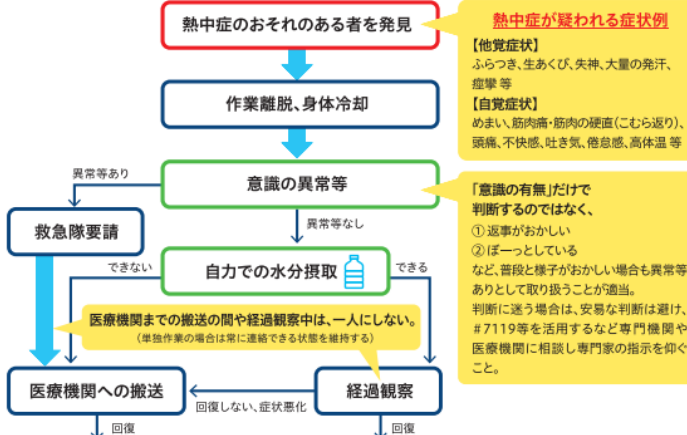
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

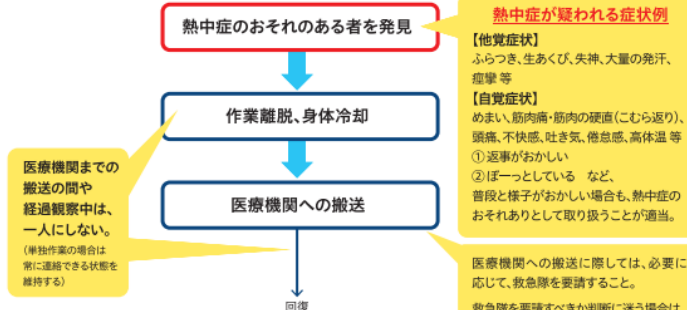
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



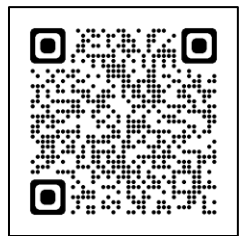
回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。





御清聴ありがとうございました。

今年(度)も御安全に！！

今回の説明内容も含め、御質問・不明点等があれば
浦河労働基準監督署 監督・安衛課
(TEL 0146-22-2113) までお問い合わせください。